

上野事務所ニュース

令和元年 9 月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusy@sr2143.com (2月6日よりアドレスが変更になりました)

基本手当 (失業手 当)の日額 等の変更

令和1年8月1日より雇用保険の基本手当日額が引き上げられています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育

児休業給付、介護休業給付の支給限度額が引き上げられました。詳しい内容は次の通りです。

【基本手当日額の上限度額】

離職時の年齢	改正前	改正後
29歳以下	6,755円	6,815円
30~44歳	7,505円	7,570円
45~59歳	8,260円	8,335円
60~64歳	7,087円	7,150円

【基本手当日額の下限度額】

年齢に関係なく、全ての方

改正前	改正後
1,984円	2,000円

*基本手当日額は、退職前6か月における1日当たりの平均賃金額に給付率をかけたものです。

【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
360,169円	363,359円

*支払いを受けた給与が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、363,359円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

【育児休業給付の支給限度額(上限度額)】

改正前	改正後
休業開始から6か月 (支給率67%) 301,701円	304,314円
休業開始から6か月以降 (支給率50%) 225,150円	227,100円

【介護休業給付の支給限度額(上限度額)】

改正前	改正後
332,052円	335,067円

*8月1日以後の支給対象期間から変更されます。

算定基礎 届の結果 について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通知書は、事務センターから直接事業所へ郵送されます。8月下旬から順次発送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者又は担当の方が行うようにしてください。

算定基礎届で決められた標準報酬月額は、原則として今後1年間使用されます。但し、昇給や降給などによって固定的な賃金に変更が生じ、報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、月額変更届を提出し、保険料の随時改定を行います。なお、残業代など非固定的な賃金が大きく変動しても、固定的な賃金に変更がなければ該当しませんので、ご注意ください。

介護職員 等特定処 遇改善加 算につい て

令和元年10月より、介護業界の人材の確保および経験・技能のある介護職員の処遇改善を進めるため、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)が始まります。

制度の主な目的は、リーダー級の介護職員の賃金を向上(月額8万円または年収440万円以上)させることで、長く働いても低賃金というイメージを払拭し、他産業と遜色ない賃金水準を実現しようとするものです。

特定加算は、現行の処遇改善加算(I)~(III)に該当する事業所を対象に、現行加算に上乗せする形で支給されます。

特定加算を取得するためには、経験・技能のある職員の定義(例 経験10年以上かつ介護福祉士の者など)を設定した上で、以下の3つの要件を満たす計画書を提出する必要があります。

- ①現行加算(I)~(III)を取得している
- ②現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている
- ③現行加算等の取組についてホームページ等への掲載等を通じ見える化を行っている

現在、現行加算を取得している事業所であれば、事業所の規模などを問わず、特定加算を取得できる可能性があります。

なお、この特定加算については、介護以外の職種の労働者にも配分できるのが特徴です。

Q&A なぜなにどうして?



Q: 高齢の従業員が、病院で「限度額適用認定証」を用意するよう言われたようです。昨年は自動的に送られてきた気がするのですが、今年は来ないのでしょうか?

A: 昨年8月から、70歳以上75歳未満の方の同一月内の医療費の自己負担限度額が変更されました。この関係で昨年に限り、一部の被保険者(下記表区分のうち、現役並みI及びIIに該当する方)については、限度額適用認定証が郵送で送付されていましたが、本年以降は限度額適用認定証の交付申請が必要です。

	標準報酬月額	自己負担限度額	
①現役並みの所得者	現役並みⅢ 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	
	現役並みⅡ 53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	
	現役並みⅠ 28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	
②一般所得者 26万円以下 ①、③以外の方	18,000円 (外来・個人)	57,000円 (入院/外来・世帯)	
③低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

現役並みI及びIIに該当する方で、窓口での支払いが高額となる可能性がある場合には、協会けんぽへ限度額適用認定証の交付申請を行います。(限度額適用認定証は発行までに1週間程度かかるので、ご注意ください。) 交付された限度額適用認定証と一緒に健康保険証・高齢受給者証を病院の窓口提示してください。限度額適用認定証を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額となります。限度額適用認定証の提示がない場合、自己負担限度額が適用されていない金額の支払いを求められますので、ご注意ください。(この場合、高額療養費の申請をすることにより、払い過ぎた金額の精算をすることができます。)

現役並みI及びII以外の方については、窓口負担が高額になる可能性がある場合でも、限度額適用認定証の申請は不要です。健康保険証と高齢受給者証を提示すれば自己負担限度額での支払いとなります。

<最低賃金に関するお知らせ>

10月1日より、別紙のとおり最低賃金が変わります。詳細は来月号にてお知らせしますが、10月以降の給与計算ではご注意ください。

<メールアドレスについてのご連絡>

「ueno@athena.ocn.ne.jp」のアドレスは、8月末日をもちまして利用できなくなりました。今後のメールは「uenojimusyo@sr2143.com」へお願い致します。

千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発 効 年 月 日	最低賃金の適用について
[地域別最低賃金] 千葉県最低賃金	923	令和元.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	923	令和元.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	鉄 鋼 業	965	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	923	令和元.10.1	はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 (電球・電気照明器具製造 業、電気計測器製造業及び これらの産業において管 理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)	928	30.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業、医療 用機械器具・医療用品製造 業、光学機械器具・レンズ 製造業、時計・同部分品製 造業、眼鏡製造業	923	令和元.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	各種商品小売業 (注：衣・食・住にわたる各 種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格 上いずれが主たる販売商 品であるかが判別できな い事業所)	923	令和元.10.1	*各種商品小売業(868円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	923	令和元.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業(他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎ お問い合わせは、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>